

令和9年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 3号認定

階層区分		3歳未満 標準時間				3歳未満 短時間			
		利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)			利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)		
			第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子		第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子
1	生活保護	0	0	0	0	0	0	0	0
2	町民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
3	1 町民税 均等割のみ	10,000	5,000	4,000	0	9,800	4,900	3,900	0
3	2 町民税 所得割額 25,000円未満	12,000	6,000	5,000	0	11,800	5,900	4,900	0
3	3 町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	15,000	7,500	6,500	0	14,700	7,350	6,350	0
4	町民税 所得割額 48,600円以上57,700円未満	18,000	9,000	9,000	0	17,700	8,850	9,000	0
	町民税 所得割額 57,700円以上60,700円未満	18,000	18,000	9,000	0	17,700	17,700	9,000	0
4	2 町民税 所得割額 60,700円以上72,800円未満	20,000	20,000	9,000	0	19,700	19,700	9,000	0
4	町民税 所得割額 72,800円以上77,101円未満	23,000	23,000	9,000	0	22,600	22,600	9,000	0
	町民税 所得割額 77,101円以上84,900円未満	23,000	23,000	23,000	23,000	22,600	22,600	22,600	22,600
4	4 町民税 所得割額 84,900円以上97,000円未満	25,000	25,000	25,000	25,000	24,600	24,600	24,600	24,600
5	1 町民税 所得割額 97,000円以上121,000円未満	30,000	30,000	30,000	30,000	29,500	29,500	29,500	29,500
5	2 町民税 所得割額 121,000円以上145,000円未満	35,000	35,000	35,000	35,000	34,400	34,400	34,400	34,400
5	3 町民税 所得割額 145,000円以上169,000円未満	38,000	38,000	38,000	38,000	37,400	37,400	37,400	37,400
6	1 町民税 所得割額 169,000円以上235,000円未満	42,000	42,000	42,000	42,000	41,300	41,300	41,300	41,300
6	2 町民税 所得割額 235,000円以上301,000円未満	46,000	46,000	46,000	46,000	45,200	45,200	45,200	45,200
7	町民税 所得割額 301,000円以上397,000円未満	49,000	49,000	49,000	49,000	48,200	48,200	48,200	48,200
8	町民税 所得割額 397,000円以上	52,000	52,000	52,000	52,000	51,100	51,100	51,100	51,100

備考

- 1 階層区分の判定に用いる町民税額は、4月から8月までにあっては前年度分とし、9月以降については当該年度分とする。
 - 2 利用者負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
 - 3 同一世帯から2人以上の子どもが利用する場合、利用している最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
 - 4 上記3によらず、児童の属する世帯の住民税所得割額が57,700円未満の世帯では、その世帯が監護する最年長の子どもから順に、2人目を表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
 - 5 住民税所得割額が77,101円未満の母子世帯等*は、階層区分第3に認定された者は2,000円を減額した額の2分の1の額、それ以外の階層区分は9,000円とする。ただし当該各階層において第2子以降は0円とする。
 - 6 上記3から5によらず、児童の属する世帯が町民税非課税世帯の場合には、その世帯が監護する2人目以降の子どもについては0円とする。
 - 7 上記3から6の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。
 - (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を10%軽減する。
 - (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当たる場合は、認定された階層の利用者負担額を20%軽減する。
- *「母子世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯

※表中「第1子」、「第2子」は、入所にかかわらず、その世帯で監護する最年長の子どもから数えた順を意味します。